

# 新潟市大腸がん集団検診実施要領

## 1 目的

大腸がんの早期発見と早期治療を促進するため、大腸がん検診（以下「検診」という。）を実施し、市民の健康の保持増進に寄与する。また、大腸がんによる死亡率を減少させることを目的とする。

## 2 対象者

- (1) 新潟市に住民票があり、40歳以上で職場等で受診の機会のない者。年齢は、年度末に達する年齢とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。
- (2) 対象者の確認は、受診券及び健康保険証等により行う。
- (3) 上記対象者のうち、下記の者は除く。
  - ア 対象疾患で受療中の者又は経過観察中の者
  - イ 入院中の者

## 3 受診回数

受診回数は、同一人につき年1回とする。

## 4 実施期間

実施期間は、集団検診実施期間とする。

## 5 検診機関

検診機関は、新潟県健康づくり財団が委託する検診機関（以下「検診機関」という。）とする。

## 6 検診方法

### (1) 問診

問診は、大腸がん検診個人記録票（以下「個人記録票」という。）を用いて、現状の症状として便通・便の状態・血便、痔の有無等や、消化器疾患の既往歴等を記入する。

問診時には、個人記録票の整理番号欄に受診券の整理番号を必ず記載する。

受診券に受診年月日及び検診機関名を記載し、受診者へ返却する。

### (2) 便潜血検査

便潜血検査は免疫便潜血検査を行い、採便回数は2日法とする。

容器は、あらかじめ受診者に配布し、その際に採便方法、採便量、回収までの検

体保存法（冷所での保管）等についての説明案内を同封する。

検体は、検診機関での測定までの日数が採便日を含め4日を超えないようにする。回収時及び回収後の温度管理に注意する。また、郵送による検体の回収は行わない。

なお、排便がない等の理由で同時に2検体を提出できなかった場合は、検査を行わない。

## 7 受診方法

受診者は、受診券及び健康保険証を持参し、集団検診会場で受診する。

## 8 検診に関する費用

### (1) 検診料

検診料は、別に定める委託契約書のとおりとする。

### (2) 一部負担額

ア 40歳及び70歳以上 無料

イ 41～69歳 1,000円（新潟市国民健康保険加入者は500円とする。）

ただし、受診者が次に掲げる者で、証明書の提出のあった場合は徴収しない。

a 生活保護法による被保護者

b 市民税非課税世帯に属する者

c 65歳～69歳で後期高齢者医療制度に加入している者

### (3) 一部負担額の納付

受診者が、直接、検診機関に支払う。

## 9 指導区分

指導区分は、問診結果を参考に、便潜血検査結果により判断し、「便潜血陰性」及び「要精検」とする。この場合、「便潜血陰性」のうち、問診結果であきらかな出血等の自覚症状を呈する者には、以下のような指導を行うことが望ましいが、問診結果のみにて「要精検」とはしない。

### (1) 「便潜血陰性」と区分される者

便潜血検査の結果、陰性であった者とする。

### (2) 「要精検」と区分される者

便潜血検査の結果、陽性であった者とする。

精密検査は「全大腸内視鏡」又は「S状結腸内視鏡＋注腸X線造影検査」の実施可能な医療機関への受診を原則とする。

## 10 検診結果の通知

- (1) 検診機関は、個人記録票に基づき、各区へ通知し、各区は、精密検査を必要とする受診者に対しては、受診勧奨、その他必要な保健指導を行う。
- (2) 各区は要精検者とされた者に対し、「大腸がん検診精密検査依頼書兼結果通知書」を渡し、精密検査機関へ受診の際、必ず持参するよう指導する。

## 11 検診費用（市負担分）の請求と支払

- (1) 検診機関は、新潟県健康づくり財団へ連名簿を提出する。
- (2) 市長は、新潟県健康づくり財団から請求を受けた場合において、請求書等を審査のうえ適當と認めたときは、速やかにその費用を支払う。

## 12 事後指導及び報告

市長は、精密検査で「がん」又は「がんの疑い」と診断された者について、新潟市医師会に疫学調査を委託する。新潟市医師会は、その結果を速やかに新潟市に報告する。

## 13 委託契約の方法

検診機関については、新潟県健康づくり財団と新潟市が一括契約を行う。

## 14 データ管理

新潟市保健所情報システムで管理する。

## 15 その他

その他、大腸がん集団検診の実施にあたり必要な事項は別に定める。

### 附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成27年1月1日から適用する。  
(生活保護法による生活扶助を受けている世帯等に関する特例)
- 2 平成27年3月31日において現に生活保護法による生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている者である場合で、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助を受ける者については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、生活扶助を受けている者とみなして、第8条第2号イのaの規定を適用する。

## 附 則

この要領は、平成27年11月1日から適用する。

この要領は、平成28年7月1日から適用する。

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。